

家畜衛生情報

平成29年分

「定期報告書」の提出をお願いします！

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜の悪性伝染病の発生予防や発生時における迅速なまん延防止対策を図るため、家畜伝染病予防法第12条の3第1項の規定に基づく飼養衛生管理基準が定められている家畜の所有者(管理者)は、家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、農林水産省令で定める事項を、毎年、飼養する家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告することが義務付けられています。

☆報告の対象者 … 次の家畜の飼養者(所有者又は管理者)
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚(ミニ豚、イノブタを含む。)、いのしし、鶏(ウコッケイ、チャボを含む。)、うずら、アヒル(アイガモ)、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※ 対象家畜の1頭(羽)以上の所有(飼養)者に、報告の義務があります。
(学校、保育園、公園等、愛玩や庭先飼育も含みます。)

☆報告事項

- ①家畜の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所
- ②農場(飼養場所)の名称及び住所
- ③平成29年2月1日時点の家畜の種類及び頭羽数 など

☆提出期限について

平成29年4月15日 (鶏等は平成29年6月15日) となっておりますが、
平成29年3月31日までの提出にご協力ください。

(忘れずに！早めの提出をお願いします。)

※ 郵送等にて家畜保健衛生所に提出をお願いします。

ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

☆報告書の提出(郵送)先 及び 問合せ先

岐阜県 東濃家畜保健衛生所 〒509-7203

恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎

電話 0573-26-1111 (内線:395)

※来所される場合は、平日午前8時半から午後5時15分の間にお願いします。



定期報告書提出書類について

- 定期報告書 該当する項目をすべて記入してください。
 - 1 基本情報 裏表1枚
 - 2 飼養衛生管理基準の遵守状況
 - (1)～(4)のうち、該当する畜種の様式にチェック確認をしてください。
 - (1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合
 - (2) 豚及びいのししの場合
 - (3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合
 - (4) 馬の場合
- 添付書類 下記1～8のうち、4以外の項目については、前年(平成28年)と変更がない場合は必要ありません。
 - 1 農場の平面図
 - 2 どのような方法で関係者以外のものを衛生管理区域内に立ち入らせないようにしているか、また、立ち入った者が家畜に触れないような対策の内容
 - 3 衛生管理区域や畜舎等の出入り口付近に設置した消毒設備の種類
 - 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度
(馬の所有者には記入の必要がありません)
 - 5 埋却用地の確保状況
(馬の所有者は記入の必要がありません)
 - 6 埋却以外(焼却・化製のため)の準備措置を講じている場合
(馬の所有者は記入の必要がありません)
 - 7 埋却用地、焼却施設や化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況
 - 8 大規模所有者の場合は、担当獣医師または担当診療所について
 - 9 大規模所有者(馬の所有者を除く。)の場合は、従業員が農林水産大臣の定める一定の症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

☆報告書の提出(郵送)先 及び 問合せ先

岐阜県 東濃家畜保健衛生所 〒509-7203
恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎
電話 0573-26-1111 (内線:395)